

都城市男女共同参画センターだより

Vol. **20**

The Miyakonojo Center For Gender Equality ～ News Letter ～

Index／ジェンダーギャップ解消への取り組みについて
3者連携による生理用品の無料配布ツール「トレルナ」の導入
ジェンダーハラスメントについて
父母の離婚後の子の養育に関するルール改正について

ジェンダーギャップ解消への取り組みについて

都城市では、ジェンダーギャップ(性別による生活上の不公平)の課題解決に向けた取り組みの一つとして、これまで公共施設の一部窓口で配布していた生理用品について、デジタルツールの活用による配布を令和8年2月6日(金)から開始しました。



今回の取り組みは、都城市、イオンモール都城駅前店、(株)ネクイノの3者による「ジェンダーギャップの解消とウェルビーイング向上に関する連携協定」の締結をもとに協働で進めています。

自治体、商業施設及び事業者が連携・協働し、公共施設等における生理用品無償提供を実現する取り組みは全国初であり、官民が協力してジェンダーギャップの解消に取り組む先進的なモデルとなります。

トレルナとは

今回導入する「トレルナ」は、女性用トイレ個室に設置された機器とスマートフォンアプリが連動し、生理用品ナプキンを必要な時に無料で受け取れる仕組みです。

トレルナのデジタルサイネージで配信される広告収益により生理用ナプキンの費用を賄うことで、必要な人が生理用ナプキンを継続的に受け取れることができます。



設置場所

- ・まちなが交流センター
- ・ウェルネス交流プラザ
- ・未来創造ステーション
- ・都城市立図書館
- ・都城市役所本庁舎

利用方法



1. スマートフォンで専用アプリ「toreluna (トレルナ)」をダウンロード
2. アプリを起動し、トイレ内設置のデバイス画面内右下のQRコードを読み込む
3. 生理用ナプキンを受け取る

※なお、ナプキンを1枚受け取るごとにアプリ上で2時間ロックがかかります。
1か月に受け取れるナプキンの枚数は7枚が上限です。(適正利用のため等)

※QRコードは株式会社デンソーウェーブ登録商標です。

ジェンダーハラスメントについて

ジェンダーハラスメントとは、「男性だから」「女性だから」という思い込みに基づく、性差別・性別役割分担意識に基づいた不適切な言動のことを言います。

性別役割の押し付け

例えば…

- ・お茶汲みや雑用は女性の仕事
 - ・重労働は男性がやるべき
- など

性差別的な扱い

例えば…

- ・男性を主要な業務に、女性を補助的な業務に従事させる
- など

性別による能力・評価の決めつけ

例えば…

- ・女性には管理職は務まらない
 - ・男ならこれぐらいは当たり前
- など



プライベートへの介入

例えば…

- ・結婚はまだなの？
 - ・女性は家事や育児が大変だから、無理に仕事はしなくても良い
- など

呼び方の違い

例えば…

- ・「ちゃん」「くん」で呼ぶ
 - ・年齢や外見に関したあだ名で呼ぶ
- など

LGBTQ+への差別

例えば…

- ・「男/女のくせに気持ち悪い」等の屈辱
 - ・同性愛をネタにした冗談を言う
- など

ハラスメントの判断基準は、受けた人の感じ方で変わります。たとえ言動に悪意がなかったとしても、相手が不快に感じているとハラスメント認定される可能性もあります。特にジェンダーハラスメントは、セクハラやパワハラ、マタハラなどに認定される可能性が高まります。実際に、2025年10月、東京地方裁判所が職場で「ちゃん付け」で呼び、容姿に言及した元同僚男性の言動を「限度を超えた違法なハラスメント」と認定し、22万円の賠償命令を下しています。「ちゃん付け」だけではなく、「君付け」も相手から見下されたと感じる人もいますので、名前を呼ぶときは相手の性別や年齢、役職に関係なく「さん付け」にするのが無難です。この機会に、周りの人とジェンダーハラスメントについて話し合い、その時代に合ったルールを決めてみませんか。

父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました（令和8年4月1日施行）

父母が離婚後も適切な形でこどもの養育に関わりその責任を果たすことは、こどもの利益を確保するために重要です。令和6年5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関するルールを見直しています。詳しい内容は、法務省民事局のホームページをご覧ください。



民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について（法務省 HP）

【主な改正内容】



- 父母が、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、こどもを養育する債務を負うことなどが明確化されました。
- 離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。
- 養育費の支払確保に向けた見直しがされました。
- 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました。
- 養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされました。

都城市男女共同参画センターのご案内

女性総合相談

都城市男女共同参画センターでは、女性相談員による相談窓口を開設しています。男性の方も電話相談をご利用いただけますので、ひとりで悩まずご相談ください。



相談は無料です。秘密は守ります。



電話相談

相談時間30分まで
※男性利用可

【相談専用電話 0986-23-7157】

相談日：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

相談時間：10:00～16:00

相談予約受付 HP



面接相談

相談時間60分まで
※要予約

メールで、女性総合相談の
予約・変更・キャンセルが
できます。

※メールではこころの相談や法律相談の予約、相談や困りごとの助言等を行うことはできませんのでご了承ください。

専門相談

毎月専門相談を行っております。**性別は問いません。事前に予約が必要**です。で、相談専用電話までお問合せください。開催日は変更になる場合があります。

こころの相談



女性臨床心理士
第3火曜日
10:00～12:00

法律相談



女性弁護士
第4火曜日
13:00～16:00

就職支援

サポステ出張相談



若者サポートステーション
第4木曜日
14:00～16:00

※「こころの相談」と「法律相談」では、性的マイノリティの方の相談をお受けしています。

セミナー・出前講座



当センターでは、さまざまな講座を計画しております。ホームページやチラシなどで随時案内しておりますので、ぜひご覧ください。また、出前講座も行っていますので、ご利用ください。

お問い合わせ先 **0986-23-2121**

都城市男女共同
参画センターHP



発行/都城市男女共同参画センター

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号（都城市役所北別館2階）

TEL 0986-23-2121 / FAX 0986-21-3034

E-Mail: danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp

発行月/令和8年3月